

事務連絡

令和5年3月3日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

クリーンウッド法改正案の閣議決定について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称クリーンウッド法）について、農林水産省・経済産業省・国土交通省の3省では、林野庁を中心とした検討会において、違法伐採の根絶、取組の強化を目的とした現行制度の見直しに関する議論が進められておりました。

この度、国土交通省より同法について、令和5年2月28日に法改正案が閣議決定され、農林水産省のサイト上に資料が公表されている旨の情報提供がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

クリーンウッド法の一部を改正する法律案の概要

【参考 URL】

農林水産省サイト内 国会提出法律案

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/211/index.html>

以上

（担当）事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、**森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。**
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により**合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等**の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要。**

2. 法律案の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

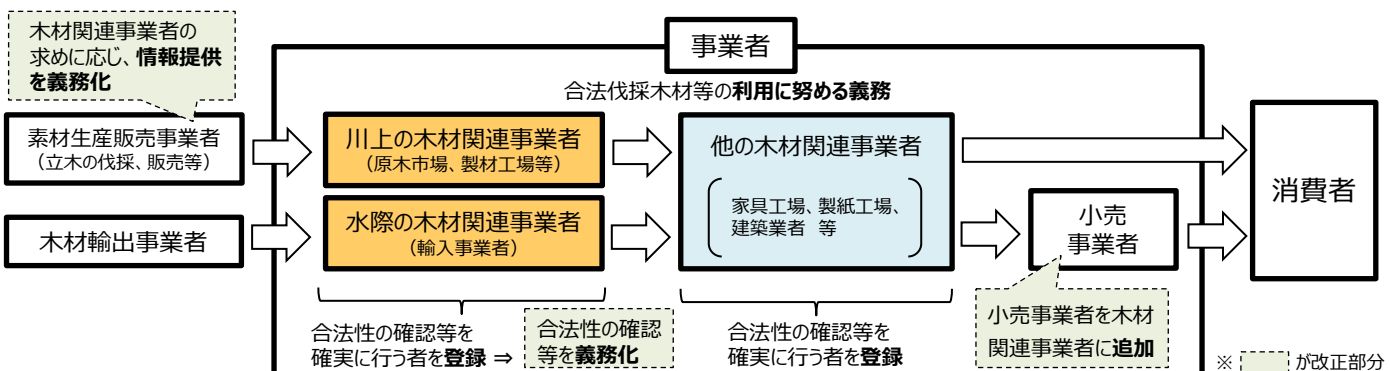
- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けられるよう措置**（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、**違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を明確化**（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。



3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日